

休学・復学の手続きの整備と公表

作新学院大学学則（抜粋）

（休学）

第 19 条 病気その他やむを得ない事由により引き続き 2 か月以上修学できない者は、学長の許可を得て休学することができる。ただし、病気による場合は医師の診断書を添えなければならない。

2 学長は、病気のため修学することが適当でないと認めた者には、休学を命ずることがある。

3 前二項の決定に当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べることができる。

（休学期間）

第 20 条 休学の期間は、その学年の終わりまでとする。ただし、学長は、事由によりさらに 1 年間延長を許可することがある。

（休学期間の限度及び修業年限）

第 21 条 休学した期間は、第 7 条に規定する修業年限には算入しない。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることはできない。

ただし、休学の理由が本籍国での兵役と認められた場合は、当該の期間を、第 7 条及び第 19 条に定める在学期間、及び休学の期間に算入しない。

（復学）

第 22 条 休学期間内にその事由がやんだ者は、学長の許可を得て復学することができる。

2 前項の許可をするに当たり、当該学部教授会は、学長に意見を述べることができる。